

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和5年12月11日

支出負担行為担当官

大分地方法務局長 松村 亮

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名
大分地方法務局日田支局空調補給水ポンプユニット更新工事
- (2) 業務内容
請書及び仕様書のとおり
- (3) 工期
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 工事場所
請書及び仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 本工事の業種区分（管工事）において、法務省の令和5・6年度における建設工事に係るA、B又はC等級の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 管工事に係る主任技術者となり得る資格を有する者を当該工事に配置することができること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 見積書提出までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」

に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 見積書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適當であると認めていないこと。
- (8) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
- (9) 見積依頼説明書等の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒870-8513 大分市荷揚町7番5号（大分法務総合庁舎4階）
大分地方法務局会計課施設係（担当：松江）
電話 097-532-3325

4 見積依頼説明書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和5年12月11日（月）から同年12月25日（月）までの午前9時から午後5時15分までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

(2) 配布場所

前記3のとおり

5 事前提出書類の提出方法、提出場所及び提出期限等

(1) 提出書類

ア 見積書 1部

イ 「令和5・6年度の法務省一般競争参加資格に係る資格決定通知書」の写し 1部

ウ 契約の相手方として不適當な者及び契約の相手方として不適當な行為をする者でない者であることを証する「誓約書（役員名簿含む）」 1部

エ 前記2(3)における法定資格者であることを証明する書類の写し 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便により、後記(4)の期限までに必着で送付すること。

(3) 提出場所

前記3のとおり

- (4) 提出期限
令和5年12月25日(月)午後5時15分まで
- (5) 工事箇所の調査
見積書提出に当たり、必ず、事前に法務局職員に連絡した上で、工事箇所を調査し、工事内容を確認すること。
- 6 本件に関する問合せ
令和5年12月25日(月)午後5時15分までとする。ただし、休日を除く。
- 7 説明会の日時及び場所
説明会等を行わない。ただし、前記4(1)の期間に、前記3の場所において、随時説明を行う。
- 8 見積合わせの日時及び場所
日時 令和5年12月26日(火)午後2時
場所 大分市荷揚町7番5号 大分地方法務局会計課
- 9 契約の相手方の決定方法
予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- 10 契約保証金の納付
免除する。
- 11 契約書等作成の要否
契約書の作成は要しないが、別添請書(案)に基づき、請書を作成する。
- 12 その他
- (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
 - (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。
 - (3) 詳細は、見積依頼説明書、大分地方法務局オープンカウンター方式実施要領、請書及び仕様書による。

以 上